令和７年第１回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和７年３月１９日（水曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午後１時３０分　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　村松　浩喜	８番　森澤　文王	９番　村田　桂子
１０番　榎本　真弓	１１番　今井　英昭	１２番　今井　　清

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　今井一行　　町民課長　荻原義行　　企画課長　竹重和明

教育次長　羽場厚子　　建設環境課長　篠原英男

会計管理者　櫻井千佳　　庶務係長　田口　仁

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　羽場雅敏　　書記　伊藤百合子

閉会　　午後５時３０分

（午後１時30分　開議）

議長（今井　清君）　こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

これから本日３月19日の会議を開きます。

報告します。小平副町長から、公務のため欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第１　議案第３号～日程第31　議案第33号

議長（今井　清君）　日程第１　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてから、日程第31　議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈４番　今井　健児君　登壇〉

４番（今井健児君）　４番、今井健児。それでは、立科町議会総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

１、付託案件。

こちらにつきましては、２の審査経過と併せて申し上げます。

ページをおめくりください。

２、審査経過。

令和７年３月６日に付託された標記案件を審査するため、３月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

（１）議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。法律の一部改正の趣旨及び条例の内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（２）議案第４号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

（３）議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。引上げを必要とする理由及び税率改正後の影響額等について説明を受け、原案を賛成

多数で可決しました。

（４）議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。通勤手当の見直し内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（５）議案第８号　立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について。追加及び削除する機関について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（６）議案第９号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

（７）議案第10号　立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。消防団員の階級、勤務年数に応じた補償基礎額を引き上げる改正である旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（８）議案第11号　立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。シニア層の活躍を推進する観点から、勤務年数区分に35年以上を追加するものであること、退職報償金額は、階級、勤務年数に応じて算出され、全国一律であることの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（９）議案第12号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について。本年４月１日に町が設立を計画している「一般社団法人立科町振興公社」の安定的な事業運営を担う職員の派遣を可能とするため、派遣することができる団体に「一般社団法人立科町振興公社」を加えることや対象となる職員、派遣を予定する職員の人数等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（10）議案第13号　立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。本年４月１日に町が設立を計画している「一般社団法人立科町振興公社」に対して、テレワークセンターを賃貸借契約により貸し付ける予定のため、使用に関する条項を削除すること等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（11）議案第16号　立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例制定について。基金の目的と金額、条例廃止に至る経緯について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（12）議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。スキー場整備事業について、それぞれ特色のある２つのスキー場について、索道施設の安全性確保のために、両スキー場全体の大規模改修等の整備の必要性等についての説明を受けました。委員会審査では、２つのスキー場を将来的に維持することについて町の負担が大きいことから、これを機会と捉えて町民の意見を聞き、スキー場の規模等を縮小していくための検討を望む意見が出されました。一方、スキー場の整備計画が１年かけて整理されたことを評価し、今後、町民の意見等を聞きながら整備を進めることを要望し、賛成とする意見も出され、採決を行った結果、原案を賛成多数で可決しました。

（13）議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）について。

歳入全款、歳出のうち、【２款】総務費（１項総務管理費７目消費者保護推進費及び３項戸籍住民基本台帳費除く）、【５款】農林水産業費、【６款】商工費、【８款】消防費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【11款】地方交付税のうち、１目地方交付税では、普通交付税の再算定において、令和６年度に限り、基準財政需要額の項目に臨時財政対策債償還基金費等が創設されたことよりる追加交付であること、【13款】分担金及び負担金10目災害復旧費負担金では、農林業施設災害復旧費負担金の受益者負担金の内容について、【17款】財産収入のうち、１目財産貸付収入では、別荘地等の貸付状況について、２目利子及び配当金では、基金の運用益を各基金の残高により配分するもの等の説明を受けました。

歳出について主なものは、【２款】総務費のうち、１項総務管理費12目定額減税調整給付金給付事業費では、給付実績と減額理由について説明を受け、７項コミュニティ費１目コミュニティ施設管理運営費の権現の湯事業経費では、木質バイオマスボイラーを導入するための現状配管図作成業務実施による増額との説明を受け、現地を視察しました。

【５款】農林水産業費２項林業費２目林業振興費の松くい虫防除対策事業経費では、松くい虫被害量の減少による減額との説明を受けました。

【６款】商工費のうち、１項商工費３目地域交通対策費の地域交通対策経費では、たてしな定額タクシーチケット販売事業の利用増による負担金の増額との説明を受け、２項観光費１目観光総務費の索道事業会計経費では、索道事業の指定管理に関する仕様書に基づき、指定管理者の施設・設備の補修等に係る費用負担に対する町の負担との説明を受け、３目観光施設費では、Ｌａｋｅ　Ｏｆｆｉｃｅ女神湖の周知方法について説明を受けました。

【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

（14）議案第22号　令和６年度立科町索道事業特別会計補正予算（第２号）について。原案を全会一致で可決しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井　清君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈５番　芝間　教男君　登壇〉

５番（芝間教男君）　それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

１番の付託案件につきましては、２番の審査経過の中で申し上げます。

２、令和７年３月６日に付託された標記案件を審査するため、３月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

（１）議案第５号　立科町子ども・子育て会議条例制定について。会議の内容や開催時期、予算計上との関係及び委員選定の考え方の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（２）議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。18歳未満の児童について、福祉医療費窓口負担無償化のための条例改正であり、施行時期や広報の方法などの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（３）議案第15号　立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

（４）議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）について。

歳出について主なものは、【２款】総務費のうち、１項総務管理費７目消費者保護推進費では、消費者被害防止対策機器購入補助金増による増額補正、３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費では、戸籍システムデータクレンジング作業及びクラウド利用料の実績による減額補正との説明を受けました。

【３款】民生費のうち、２項児童福祉費２目子育て支援費では、出産祝金の実績見込みに伴う減額補正、３目保育所費では、給食材料の仕入れ先等及び児童保育委託料は、町外保育所に通う１名分の増額補正であるとの説明を受けました。３項高齢者福祉費１目高齢者福祉総務費では、実績による老人クラブ活動等事業補助金の財源充当の補正、２目高齢者福祉事業費では、高齢者共同住宅事業経費の施設管理委託料は、令和６年10月からの最低賃金上昇に伴う増額補正との説明を受けました。

【４款】衛生費のうち、１項保健衛生費２目予防費では、予防接種の委託料は、実績見込みによる減額補正との説明を受けました。

【７款】土木費のうち、２項道路橋梁費５目国庫補助道路整備事業費では、橋梁長寿命化修繕工事の冬期養生費用に係る工事請負費の増額補正、４項住宅費２目住宅安全対策費では、住宅耐震改修事業補助金の実績等について説明を受けました。

【９款】教育費のうち、３項中学校費３目学校給食費では、給食材料の仕入れ先等について説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

（５）議案第19号　令和６年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について。原案を全会一致で可決しました。

（６）議案第20号　令和６年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。原案を全会一致で可決しました。

（７）議案第21号　令和６年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）について。

【２款】保険給付費のうち、１項介護サービス給付費１目介護サービス等給付費では、当初見込みより給付費が減少となった状況及び介護予防事業の効果について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（８）議案第23号　令和６年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第１号）について。原案を全会一致で可決しました。

（９）議案第24号　令和６年度立科町水道事業会計補正予算（第３号）について。原案を全会一致で可決しました。

（10）議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）について。

【４款】資本的支出のうち、１項建設改良費１目管路建設改良費では、工事請負費の減額理由について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井　清君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井健児予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈４番　今井　健児君　登壇〉

４番（今井健児君）　４番、今井健児。それでは、立科町議会予算特別委員会審査の報告を申し上げます。

１、付託案件。

こちらにつきましては、２の審査経過の中で申し上げます。

２、審査経過。

令和７年３月５日付で付託された標記案件を審査するため、３月13日及び３月14日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

（１）議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算について。新年度予算の重点指針や主要施策等について詳細な説明を受け、原案を一部削除修正し、修正案を賛成多数で可決しました。

修正案は、【９款】教育費１項教育総務費に計上された新規事業「はばたく立科っ子応援金」の歳出450万円を全額削除するものです。義務教育を修了する年度の１月１日に当町の住民基本台帳に記録されている者に１人10万円支給するという制度が問題視されました。修正案の提案理由は、対象者が基準日に住民登録されているだけで、保護者の所得に関係なく、使途が自由な10万円を支給することや、財源が一般財源であることは認められない等です。

（２）議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算について。国民健

康保険支払準備基金の繰入金について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（３）議案第28号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。保険料の算出方法、平均保険料について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（４）議案第29号　令和７年度立科町介護保険特別会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

（５）議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算について。スキー場のリフト整備、人工降雪設備の整備方法や状況等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（６）議案第31号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

（７）議案第32号　令和７年度立科町水道事業会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

（８）議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井　清君）　これから討論を行います。

初めに、日程第１　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてから、日程第23　議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）についてまでの討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　それでは、議案第６号と17号についての反対討論をいたします。

議案第６号　国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この議案は、国民健康保険税の料金改定に伴い、料金引上げの議案です。国保税の算定に当たり、応納割、応益割を５対５に近づけるとともに、令和９年度までに固定資産税に課税する資産割を廃止し、応納割は所得割だけにするという県全体の動きの中で、所得割を引き上げ、それだけでは必要額が賄えないとして、一人一人に関わる均等割額を医療分、後期高齢支援分、介護分それぞれ2,000円、合計で年間6,000円引き上げようとするものです。その影響額は、全体で、所得割で248万円の増額、資産割で193万円の削減です。

資産はあるが所得の少ない高齢者などは、値下げになる一方、資産を持たない若年世帯は増税となります。全体として約200万円、１人当たり4,300円の増税で、加入世

帯の97％が増となり、物価高、実質賃金の目減りの中、暮らしを追い詰めるものであり、認められません。

1,100万円の国保基金から繰り入れましたけれど、繰入れ分をもうあと200万円増やせば値上げは避けられたと考えられます。努力が尽くされていないと考え、反対といたします。

次に、議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、反対討論をいたします。

今年３月議会に上程された辺地計画第３次案では、新たな大規模改修分として35億円が計上されています。令和７年から13年度の７年間に35億円の整備計画で、国からの交付金８割を見込み、２割分は町単独で辺地債を予定しています。

今年の計画は、去年の計画50億円が議会で否決されたことを受けて、見直して提案されたと理解をしています。昨年よりも縮小した計画を出してきたのは、総務経済常任委員会が索道施設を建設した会社に意見を聞き、支柱はまだまだ使えるとの判断を取り入れたからと考えます。前回と違って大きく金額が違ったのは、使えるものが使うとの立場で、支柱などは利用して新たな発注はしないなどの工夫をして見直したとのことで、前回より15億円の減額の計画となっています。

国際スキー場では18億2,500万円、２in１では16億7,500万円、今後７年間で全面的なリニューアルの計画です。

国際スキー場では、山頂と山麓の駅舎改修4,600万円に加え、クワッドリフトを４人乗りから３人乗りの固定式にするための改修４億2,000万円、ゴンドラ回収で7,000万円、機械設備一式更新で３億5,000万円です。

２in１スキー場では、第１と第２、第４のペアリフトＢ線を撤去２億5,000万円。南平クワッドリフトの山麓・山頂駅の駅舎の改修、機械設備の更新などで８億6,000万円、新たに、第４ペアリフトＡ線に中間駅を設け、山頂まで延伸して単線化することに３億円、第５ペアリフトについても２億8,000万円、終点を延長し、搬器については全てのラインで更新するとしています。合計で、２in１スキー場では16億7,500万円です。

昨年の53億円の計画は、２年間で整備する計画であり、町の当初予算に匹敵するほどの予算で、議論されずに提出されたことに対して、議会が削除修正をしたのは当然でした。今回は、前回よりも個別にそれぞれがどれほどかかるのかを示し、判断しやすいようにはなりました。

しかし、担当者の努力は認めるものの、私は基本的なことが果たされていないことを指摘しなければなりません。この計画が実行に移されれば、また向こう三、四十年は２つのスキー場を運営することとなり、設備などの修理は町負担で、売上げ収益は指定管理者の利益となり続けることとなります。35億円の投資に対して、経済波及効果は示されたものの、町に対する税収増などがどれほどとなるのかも示されず、巨額

の税金が投資されることには大きな懸念があります。

老朽化を理由として全面的建て替えを計画するのなら、町民にこれから先も２つのスキー場を経営することがよいのかどうか、この規模の整備でよいかどうか、今、図面が示されたので、それをもって山の健康についての在り方を問うべきであると指摘しています。

町は計画を決め、県に財政的な裏づけ、了承をもらってから町民に説明するとの立場ですが、そうすると今度は、了承をされたからと既成事実の説明をするのではないでしょうか。本来だったら、昨年議会で否決されたことを受けて町民に問うべきではなかったでしょうか。

また、２in１の事故に対する設置会社からの報告書では、クワッドリフトの椅子の吊り下げフレームが破断し、乗客が滑り落ちた事故については、搬器全体の老朽化というよりは、この搬器のフレームの溶接部に特別の力が集中したか、この搬器のみ落下や接触などの外的要因が作用したと考えられるとあります。つまりは、この搬器特有のものとの見立てであります。

こうした事故原因の指摘を考えると、搬器全てを総取替えする必要があるのかも問われるべきだと思います。つまりは、老朽化を理由にする全面リニューアルに際しては、町民の意見をよく聞くべきだし、その姿勢が弱いと言わなければなりません。

私は、この機会に町のスキー場は国際スキー場だけにして、設備改善も最低限度にすべきと思います。２in１スキー場は経営権を譲渡し、借地料を頂くことにすれば町の負担を大きく減らすことができると考えるものです。

索道事業に巨費をつぎ込むより、中央公民館を中心とした複合施設の建て替え建設や公共交通の抜本的改善、国保税、介護保険税の引下げ、多面的機能などの申請業務の担当者の配置などの里エリアの農業の充実、活性化、暮らし応援の施策展開などを求めます。

以上、反対討論といたします。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はありませんか。３番、小野沢常裕議員、登壇願います。

〈３番　小野沢常裕君　登壇〉

３番（小野沢常裕君）　議案第14号について反対討論をいたします。

この議案第14号の立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、18歳未満の子どもが医者にかかったときの初診料500円を無料にするための条例改正と理解しております。

私は、この改正に反対との立場です。議員の皆さんも、中学校の理科の授業で動物の分類について学習したことがあるはずです。何年も前の学習ですから、その内容について簡単に振り返ってみたいと思います。

動物の分類では、まず、背骨のある動物、すなわち脊椎動物と、背骨のない動物、

無脊椎動物に分けられます。人は背骨がありますから脊椎動物ですが、この脊椎動物がさらに体のつくりや生活様式によって魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類に分けられています。魚類、両生類、爬虫類は、卵を産んでも産みっ放しで、孵化した子どもの面倒を見ることはしません。ところが、鳥類と哺乳類は、生まれる子の数が少ないこともあって、子どもが自分で餌が取れるようになるまで世話をしています。

人は哺乳類ですから、親が子を育てるという動物なんです。しかし、人は他の動物と違って考える力を持っています。子育てはなかなか大変な仕事ですから、少しでも親の負担を減らしてやろうということでいろいろな手当や経費の無償化や、はたまた祝い金の配布などの子育て支援が行われています。本来ならば、親の義務として親が行わなければならないことを、代わりに国や地方自治体が行ってしまっているという状態になっています。そのため、親は自分の義務を果たす場がなくなり、義務を果たさなくても子は成長していくような時代になってきました。

権利と義務は対になっていることが多く、親の義務を国や地方公共団体が行っていますから、親には権利ばかりが残ってしまいます。その結果、自分の権利ばかりを主張する人が増えてきてしまっています。

人は、本来弱い動物ですから、互いに助け合って生活していく必要があるのですが、支援のし過ぎによって、そのような方向には進んでいません。

このような状態が続く限り、町長がよく発言していらっしゃる住んでみたい町、住んでよかったと思える町へ向かうのではなく、逆方向へ進んでいくことになってしまいます。

500円を窓口で支払うという行為は、親が子育ての義務を果たす貴重な機会なんです。これさえも奪ってしまう施策は、本当に親と子の将来を考えているのでしょうか。

かわいい子には旅をさせろという言葉がありますが、かわいい親と子にはいつも多少の負荷をかけることが必要です。そして、周りの私たちは少し距離を置いて、親の子育てを見守り、困ったときにはすぐ手を差し伸べられる、そんな社会であってほしいと思います。

どうか皆さん、もうこれ以上、親の子育てに余計なお世話をしないように心がけ、152万円の町民のお金はもっと必要なところに使うようにしましょう。

終わります。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。７番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈７番　村松　浩喜君　登壇〉

７番（村松浩喜君）　７番。私は、本定例会に上程された議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてに対し、賛成の立場で討論します。

今回の変更の主な内容は、スキー場整備の大規模改修等として、辺地対策事業債の予定額に35億円を計上したことです。昨年３月の定例会には、これと同じ目的により、50億円規模で上程されましたが議会は否決しました。そのときは、私も反対しています。

反対理由は、予算額算出の基となる施設整備計画が現在と同等か、それ以上の能力がある施設をつくることを前提にしたものだったからです。スキー人口の減少やスキーシーズンは年間で４か月ほどしかないことなどを考え合わせると、過剰な投資になるおそれがあると判断しました。

今回の計画は、リフトの支柱など、使える施設は必要な修繕を施して使い、交換するリフトの搬器も機能などを抑え、低価格のものに変更するなどして、安全性を担保した上で15億円減額しています。また、２in１スキー場も夏の営業ができるように整備する方針も示されました。

この議案の上程には、２つのスキー場を守るという両角町長の強い意思が現れています。前回、議会が否決した理由を分析し、考え抜いた結果の施設整備計画に基づく提案ではないでしょうか。

議員各位に申し上げます。長野県スノーリゾート経済波及効果分析ツールによると、２つのスキー場が当町に与える経済波及効果は年間27億7,700万円とのことです。これらのスキー場に代わり、これだけの経済波及効果が見込める施設がほかにあるでしょうか。スキー場を核にした高原の観光を振興することは、地域経済の活性化や当町のイメージアップに欠かせません。整備計画を見直した本案に賛成し、よりよい観光地づくり、活力あるまちづくりを共に目指そうではありませんか。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（今井　清君）　ほかに賛成討論はありませんか。10番、榎本真弓議員。

１０番（榎本真弓君）　10番、榎本です。今定例会に提出された全議案、そして、さらに議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを特に申し上げます。

観光に関わる関係者から、今度はどうなるのかととても心配して、私のほうに声が届きました。

２月27日、信州立科観光協会より、立科町と立科町議会に対し、白樺高原国際スキー場及びしらかば２in１スキー場リフト改修工事に関する要望書が提出をされています。

内容は、将来を見据えて設備投資し、日々営業している事業者がいます。後継者や新規事業者も安心して事業を行えるエリアにしたいと考えて投資をしています。さら

に、観光事業者としては、立科町に対して、安全担保の名を借りた安易な修繕ではなく、今後の収益性と商品力の向上に期する投資を強く求めたい。観光事業は、宿泊費・飲食費のほかに経済波及効果は多岐にわたり、立科町を支える大きな柱となっている。地域事業者の声を聞いていただきたいという、切実な要望が届いています。

先の議員が詳細に申し述べて賛成討論を行っていただきましたが、私ども観光事業者そして白樺高原エリアの事業者にとりましては大変重要な問題です。今後を見据えた総合整備計画は、白樺高原エリアにとって大変重要なものです。

以上のことから、地域の声はしっかりと届いていると思います。全面的に賛成をいたします。

以上。

議長（今井　清君）　ほかに賛成討論はありませんか。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　それでは、議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論いたします。

この議案は、ゼロ歳から18歳までの子どもの医療費の自己負担分、１医療機関当たり１か月500円を町が肩代わりし、住民の負担を文字通りゼロ円にする議案で、子育て支援として提案されました。令和７年度の肩代わり分は、窓口負担無償化分152万円です。

これまでも、子育て家庭からの声として窓口負担をなくしてほしい旨を町長に届けてきましたので、給食費無償化に続いての大英断と大いに評価をいたします。給料日前でも安心してお医者さんに駆け込める大きな保障となりました。

先ほど、この議案に反対する議員からの指摘がありましたけれども、ここでちょっと一言申し上げたいと思います。親の責任を肩代わりしては親の義務を果たさなくてもよくなる、そういうところに手を貸すのはよくないのではないかと、そういう指摘でした。しかし、今の若い世代は２人に１人は非正規雇用と言われ、大体所得300万円以下だと言われています。私たちが子育てをしている時代とは、経済状況が大幅に違っていること、このことをしっかりと認識する必要があるのではないでしょうか。だからこそ、今、子ども食堂が大はやりで、食料支援もあちこちで行われてとても助かっています。こういう、事態が変わってきていることをまず、見なければいけないと思います。

また、私も子どもが４人おりますけれども、１医療機関ということは、例えば耳鼻科に行って皮膚科に行くとそれぞれ500円かかります。また、薬局でも同様にかかります。兄弟がいれば、その分、かかります。そのように、すぐに1,000円、2,000円、3,000円とかかってしまうということもぜひ分かっていただきたいと思います。

今、貧困による虐待などで子どもの命が失われるという悲しい事件が起きています。社会は、経済が発展して、社会で子どものセーフティーネットを設けられるところまで発展してきたのだというふうに思います。子どもは社会の宝だからこそ、社会全体で子育てを応援しようというのが現代ではないでしょうか。

やはり、昔とは随分事情が違っているということを、私はぜひ、ご認識いただきたいなということを申し上げて、さらに医療費ゼロの国をつくるというのが私の議員としての１つの目標なんです。カナダとかイギリスやフランスのように、医療費無料の国をつくりたいというのが私の政治家としての一つの願いでもありますので、これが一つの一里塚だなというふうに思っております。

また、引き続き、福祉医療制度という名前にふさわしく、障がい者の皆さんにもぜひ現物給付、窓口負担の無料化に取り組んでいただければと期待して、賛成討論といたします。

議長（今井　清君）　ほかに、賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、賛成討論を終わります。

これから日程第１　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第２　議案第４号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第３　議案第５号　立科町子ども・子育て会議条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第４　議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第５　議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第６　議案第８号　立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第７　議案第９号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、日程第８　議案第10号　立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第９　議案第11号　立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10　議案第12号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11　議案第13号　立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12　議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13　議案第15号　立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14　議案第16号　立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15　議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16　議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17　議案第19号　令和６年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18　議案第20号　令和６年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19　議案第21号　令和６年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20　議案第22号　令和６年度立科町索道事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21　議案第23号　令和６年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22　議案第24号　令和６年度立科町水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23　議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は２時50分からです。休憩に入ります。

（午後２時40分　休憩）

（午後２時50分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第24　議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算についての討論を行います。

本案については、予算特別委員会から修正案が提出されています。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成の討論はありませんか。８番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈８番　森澤　文王君　登壇〉

８番（森澤文王君）　議長、８番、森澤文王です。議案第26号　令和７年度立科町一般会計予

算の原案に賛成の立場で、特に、今回修正のかかっている箇所に集中して討論をさせていただきます。

私は、選挙公約に「今こそ暮らしやすいまちづくりを」を掲げ、そのうちの一つとして子育て支援の充実を挙げ、給食費の無償化や出産祝金等、新しい子育て支援策が行われるようになりましたが、高校生への支援はいまだに足りていません。引き続き、子育てしやすい町を目指して、子育て支援の充実を働きかけていきますと、２年前の選挙公報に書かせていただきました。

さて、似て非なる話ということになりますが、平成29年３月、30年３月、31年３月、米村前町長の時代に、高校生手当、高等学校等就学支援金として、いわゆる高校生の世代に１人月3,000円を支援する。そういう事業が上程され、３回の削除修正と２回の条例否決があり、現在に至っております。

両角町政の時代となってからも、この高校生等に対しての町からの支援を求め続けてきた経過があり、ようやくそれに近い事業が提案されたのが今回です。

予算特別委員会では、なぜ町長は議員時代に反対していた事業と似たものを上程したのかという疑問が出ておりましたが、両角町政になってから、子育て支援策はかなり充実してきました。出産祝金、保・小・中の給食費無償化、小・中学校通学かばんの支給、大学生等への給付型奨学金。今回、先ほど可決されましたが、医療費の窓口無償化、手厚いです。

ここで、15歳から18歳の区間の支援がやはり手薄でした。しかし、ここまでやったらこの15歳から18歳の区間だけ何もないというのは不自然とも言えます。両角町長におかれましては、苦渋の決断だったのではないかと察するところでございますが、求めていた我々としては喜びを禁じ得ないことです。

ところが、今回も削除修正が予算特別委員会を通過しました。その討論の中で印象的だったのは、まず、しっかりとした要綱が出てきていないとありましたが、私の感想では、予算が認められていない事業の要綱などしっかりつくってあるわけがない。要項は議決するものでもない上、弾力性のある運用ができるものなので、むしろ、きっちりつくり込んだものができていないのは、予算特別委員会での質疑に合わせて調整できるようにしていたと、好印象を持ってよいことだと思います。

その中でも、また受給資格の基準値が１月１日であることに疑義が出ていましたが、妥当な基準値であると考えます。細かい条件をつけても業務が煩雑になるだけですし、このぐらいの日程でなければ、振り込むまでの段取りに余裕がつくれない。細部の仕上がりよりは、まず事業の正当性を考えてみる。後で調整のできることは決めてからでよいと考えております。

また、10万円が自由に使い過ぎるということがありましたが、それはその家の家庭の教育方針にお任せするしかないというふうに考えております。

そして、将来の財政負担を考えて、いや移住者増や地域内経済の循環に寄与しない

など、費用対効果を考えた発言がありましたが、私も、過去は移住政策の一環むしろそこに重きがある高校生に対する支援だというようなことを申しておりましたけれども、今は考えは変わりました。今、私は暮らしやすいまちづくりに重きを置いておりますので、子育て支援に費用対効果を求めてよいものかと逆に疑問を感じております。

最後に、予算特別委員会での討論でも申し上げましたが、恐らく当町においてはこれが最後の大型子育て支援になると思います。これをもって、立科町は子育て支援は充実したとして、微調整をしながら運営していけばよいと考えます。

これで、私の原案の賛成討論を終わりますが、修正に賛成の方は削除修正されればこの事業が二度と出てこない、現れない可能性を考慮して、ご自身の子育て支援を述べていただきたいものです。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに、原案に賛成の討論はありませんか。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　議案第26号　令和７年立科町一般会計予算に対する賛成討論、削除修正案に反対し、原案に賛成の立場で討論をいたします。一部下水道特会についても申し上げます。

来年度予算の審査の最終日に減額修正が行われ、立科っ子応援事業の450万円が賛成多数で削除されましたが、私は削除に反対です。この事業の新設を応援するものです。

この議案は、来年度卒業する中学生全員45人に、その将来を応援するとして１人10万円を支給し、将来への準備などに役立ててもらいたいという町長な思いから提案されたものです。26年１月１日に立科町に住民票があることを唯一の支給条件としています。

削除修正の理由は、１つ目、１月１日に住民であるということでは、その翌日に転居する人にも支給されるのはおかしい。２つ目、町の一般財源から支出されれば町の負担となる。３つ目、所得制限がないことの３点を挙げていますけれども、反論をしたいと思います。

基準日以降に転居する家庭にも支給することを反対しますけれど、私はその資格があると考えます。なぜならば、これまでずっと町民でいて税金を払っており、立科の子どもとして暮らしてきたからです。転居するにしても、立科町が子どもの卒業をお祝いして支援金を交付することは、その方の心に温かい思い出として、よい印象として残るでしょう。

２つ目、一般財源から支出されることについて。税金が町民のため、特に子どもたちの将来のために使われることは当然であり、これまでの町独自での給食費無償化や

独自で講師を雇い、手厚い教育が行われてきた町の姿勢からも町民の理解は得られると考えます。

そもそも、国の支援が得られなければ施策展開できない、つまり町費単独でやるのはおかしいというのであれば、それは地方自治の立場からするとおかしなことです。住民に向き合う基礎自治体、町だからこそ、町民の実情がよく分かりそのニーズに応えること、必要なことは町単独の施策展開であっても実施すべきであります。

３つ目、所得制限を設けていないことを理由に挙げていますが、それはこの事業が困窮者支援ではなく、子育て支援の一環として行われているからです。また、それほど少子化が進んでおり、その大きな要因の経済的困難を少しでも緩和するために、全ての生徒を対象にする判断は妥当だと考えます。

最後に、削除に賛成議員から子育て支援は十分、令和は貧しい時代ではない、時代錯誤の施策展開というご指摘、意見は、今の若い世代の困難さを見ないものと言わなければなりません。なぜ、令和の時代に子ども食堂や食糧支援に長蛇の列ができるのでしょうか。失われた30年と言われ、貧困と格差が拡大し続け、国民全体が貧しくなっている現実にしっかりと目を向けていただきたいと思います。

また、要項策定はこれからです。準備のためには、２月１日あたりに支給ができるようにするためにも、１月１日という基準日を設けたことは妥当だと思います。

主な削除理由についての私の反論、考えを申し上げました。日本の高等教育への公的支援は大変乏しく、24年のＯＥＣＤの調査では、加盟36カ国の中で下から３番目、家庭の負担は上から３番目に重いとされて、日本は公的な支出の中で教育費に占める割合が広く、日本は若者が減っていくからこそ教育の質を高め、社会を支える人材を育てる必要があると指摘をされています。

本来は義務教育も含め、国が高校・大学など高等教育への支援を強め、授業料や入学金などが低く抑えられるように抜本的に強化することが求められます。残念ながら、国は防衛費などに巨費を問ずる反面、教育の支援には背を向けています。しかしながら、国に対しては教育費への財源を増やすよう、毎年地方から意見書を上げるなどの国民の運動によって、高校支援金など授業料の無償化が少しずつ進んでいます。地方自治体の地道な積み重ねが国を動かすのです。

中学卒業する生徒に10万円を支給することは、タブレット購入など高校入学に当たって大きな負担が生ずる現代にあっては大きな支援であり、子育て家庭を励ますことになることを確信します。よって、削除には反対です。

その他の事業について申し上げます。

来年度予算では、18歳までの子どもの医療費自己負担分を町が肩代わりし、実質的に無料にすること、子育て家庭にとって大きな支援です。評価します。また、10月から町内にデマンド交通を導入すること、保育園の遊技室などにエアコン設置で熱中症対策を進め、町営住宅の新たな建設など必要な事業が組まれました。

以上、一般会計予算に対して原案のとおり賛成することを申し上げて討論とします。

議長（今井　清君）　ほかに、原案に賛成の討論はありませんか。10番、榎本真弓議員、登壇の上願います。

〈10番　榎本　真弓君　登壇〉

１０番（榎本真弓君）　10番榎本です。私は、さきの議員に続き、賛成討論を行います。

内容は、令和７年度一般会計予算のうち、９款教育費１項応援給付金について賛成の立場で討論をいたします。

この事業に関しましては、事業概要書に書かれているとおりであります。令和７年度以降に義務教育を修了し、進学、就職、留学など、それぞれの道に羽ばたいていく子どもたちの未来を応援するための応援金として、生徒１人に対し10万円を支給するものとあります。それぞれが違う道に進み、ばらばらになってしまう。町がお祝いをしようというのであれば、いろいろ言わずに気持ちよくお祝いをしてあげてよいのではないでしょうか。

昨日、立科小学校、そして今朝、立科中学校、大変すばらしい卒業式に参列をされ、その空気の緊張感の中で、私はとてもいい経験をさせていただきました。今後の卒業生の生徒数を見ても、小さい自治体にしかできない事業と理解をしております。欲を言えば、今朝、卒業した生徒たちにも、できるならば同じ目録を送ってあげたいと私は望むところであります。

このように、小さな自治体にしかできない、本当に子育てをみんなで応援していく、そしてみんなでお祝いをしていくという、立科町らしい事業と大変、私は感じ入りました。心に残る卒業式を経験させていただいた以上、この事業に対して全面的に賛成といたします。

以上。

議長（今井　清君）　ほかに、原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、原案に賛成者の討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、原案及び修正案に反対者の討論を終わります。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成の討論はありませんか。

７番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈７番　村松　浩喜君　登壇〉

７番（村松浩喜君）　７番。私は、議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算書の修正案に対し、賛成の立場で討論します。

この修正案は、原案から、羽ばたく立科っ子応援金に係る歳出450万円を全額削除した予算案です。予算特別委員会の審査の採決で、私はこの修正案の発議者となり、賛成多数で可決されました。このたびの一般会計予算の上程から予算特別委員会での採決に至るまでの過程において、驚いたことと感動したことを１つずつお話しします。

驚いたこととは、平成29年第１回定例会に上程された高校生手当と、平成30年第１回定例会に上程された高等学校等就学支援金の予算案に反対した、当時議員であった両角町長が、新規事業として羽ばたく立科っ子応援金を提案したことです。

両角町長が議員であった平成29年、30年当時、高等学校等に通う生徒１人につき月額3,000円を支給するという事業案に反対した理由は、保護者の所得制限がないことや領収書等の確認なくして支給することに公平性が認められないことなのでした。

当時の児童手当の支給対象は、所得制限ありの中学校修了まででしたが、現在は、所得制限なしの高校生年代にまで拡充されています。中学・高校生の保護者への経済的支援は、平成29年、30年当時より、現在のほうが充実しているのにもかかわらず、より緩い基準で10万円を支給する事業の提案です。かつての両角議員なら反対していたであろう事業を両角町長が提案したことに私はとても驚きました。

次に、感動したことをお話しします。私は当初、本定例会の最終日に行われる採決前の討論で――今、まさにこのときですが――原案に対する反対討論を予定しておりました。この事業は、町のお金である町費を支出する際の正当性に欠けており、その予算は認められないと判断したからです。採決では賛成多数で可決されるだろうけれど、少なくとも問題提起はしたいので、１人だけでも反対し、全会一致での可決は避けようと思いました。しかし、予算特別委員会の審査で、私の予想は見事に裏切られました。

私が反対の意思を表明したところ、次から次へと賛同者が増えたのです。その皆さんの勇気には感動を覚えました。特に、支給対象となる見込みのお子さんがいたり、その保護者と同じぐらいの年齢である議員も、町の財源の使い方として、この制度はよくないという意思を表明しようというのです。議員であるという自覚と責任を優先する姿勢はすばらしいと思い、感動はより大きくなりました。

さて、それではここで、私が羽ばたく立科っ子応援金に反対する理由を整理したいと思います。

簡潔にまとめると、たった１日の基準日に住民登録しているだけで、ご家庭の経済状況や子どもの数に関係なく、一律に自由に使える10万円を支給するべきではないということです。

まず、10万円という金額です。義務教育の修了をお祝いしたいという気持ちは分かりますが、自由に使える金額としては多過ぎるのではないでしょうか。受け取る方の経済状況や家族構成を問わず、当町で支給しているお祝い金に敬老祝い金があります。その額は、88歳１万円、99歳３万円、100歳５万円です。これと比べても、10万円が

適当だとは思えません。

次に、１人当たり10万円の支給額が町の財政に与える影響です。令和７年度の当初予算案には450万円が計上されました。対象年齢人口に基づく現時点での今後10年間の歳出予測の合計額は4,190万円であり、毎年平均419万円が支出されます。同じ金額を支出するなら、子育てや教育に関する環境整備に使ったほうがよいのではないでしょうか。

間近に控えている部活動の地域移行では、運営費用を保護者が負担する可能性もあります。その際の保護者負担の軽減に役立てるということなどもできると思います。

また、支給された10万円を自由に使えることも問題です。家族で豪華な旅行に出かけたり、必需品とは言えないような高価な物品を購入することに使われるのは、支給対象ではない町民の理解が得られないでしょう。経済的に苦しいご家庭の支援、また、新生活に必要な物品を購入するために使いたいというのであれば、設定した基準に基づき、ご家庭から支給申請していただく方法であれば公平性は保たれます。

さらに、義務教育を修了する年度の１月１日に住民基本台帳に記載されていればよいという条件も問題です。極論すれば、たった１日、町民であれば支給されて、15年間住み続けても、基準日前日の12月31日に転出した方には支給されないことになります。また、基準日までは町民であっても、その後、間もなく転出する方にも支給されることになりますので、長く住んでいただくという結果にも結びつきません。

以上、様々申し上げましたが、公平・公正で事業効果の高い町の財源の運用について考えた上で、私はこの修正案に賛成いたします。議員各位におかれましては、私と全く同じ考えである必要はありません。原案に対して納得できないことがあるのであれば、この修正案に賛成しようではありませんか。予算特別委員会での賛成者は７名でした。この後の採決で賛成者が増えることを願います。

これで、私の討論を終わります。

議長（今井　清君）　ほかに、修正案に賛成の討論はありませんか。５番、芝間教男議員、登壇の上、願います。

〈５番　芝間　教男君　登壇〉

５番（芝間教男君）　５番、芝間。議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算に対する修正案に賛成する立場で申し上げます。

教育委員会所管、羽ばたく立科っ子応援金事業の創設については、私も、そりゃあ義務教育を修了されたお子さんを持つ世帯は大変ありがたい、喜ぶだろうなと、歓迎の気持ちでありました。

それで、県下の情勢はどうだろうということで、まず調べてみましたところ、南牧村では、中学校または高校を卒業する子どもを持つ保護者に対して、１人につきやはり10万円の支援事業があります。山ノ内町でも、中学校を卒業時に３万円、飯岡町で

は、中学校を卒業された家庭に５万円、さらに白馬村では、白馬っ子応援交付金として、小学校入学時、小学校及び中学校卒業時に分けて、保護者に１人につきそれぞれ１万円の支給をする制度などが県下にあるようです。

しかし、考えてみますと、立科町におけるこの事業がまず一般会計であること、そもそも町民の税金を使って一部の方の収入となる10万円ものお金を渡すこと自体、それが立科町行政として正しいのかと疑問を持ちました。立科町の一般会計予算の独自財源は、町民からお預かりした町民税、固定資産税、軽自動車税、そしてふるさと寄附金などであります。コロナ禍における全世帯を対象とした、10割国の交付金のある全世帯10万円の支給のものとか、立科町住民非課税世帯物価高騰対策支援給付金とは違います。町民から納めていただいたこの財源を、大事な町全体に公平に使うべき支出であるべきと考えます。

空き家対策で、空き家内のものを片づける作業の支援金、地震対策への支援金、りんご苗への支援、腐乱病対策への伐採処分への助成、そして高齢者介護に関しては、おむつ購入に対しての支援金など、それぞれ資料となる領収書を添付し、申請していただいているところであります。

みんなそれぞれ苦しい生活に対し、支援する助成ではありますが、今回の羽ばたく立科っ子応援金はなぜ、そういう形を取らないのでしょうか。これは、大事な町税のばらまきではないでしょうか。

義務教育を修了された皆さんが、高校、社会に旅立つときにたくさんの経費がかかり、負担となっていることは分かります。10万円ももらえれば、経済的に大いに軽減になり、助かるでしょう。しかし、全世帯の町民の皆さんから集めた一般財源を大事に使っていくという観点から、行政とすれば「はい、お祝い10万円渡します」で果たしてよいものかと疑問を抱きます。

それならば、高校通学などのために学生服を買うとか、通学のバス・電車の定期券に補助をするとか、ほかの支援事業と同じように申請方式にして、その世帯に助けになることの確認、それが行政としてのほかの支援金、高齢者介護のおしめを買うための支援と同じように、ちゃんと領収を提出してもらってからどうでしょうか。それが、今まで立科町が行ってきた税金の使い方であり、それぞれに困っている方への支援の形であります。公平、正しいやり方ではなかったでしょうか。

財源は、町民から集める、町民の皆さんからお預かりした貴重な財源からの支出であるということを私たち議員は忘れてはならないと思うわけであります。

教育、子育て支援に使うならば、先ほど村松議員がおっしゃったように、部活動の地域の移行に使うとか、町が加配している教員の給与に充てるとか、保育園・児童館の人員配置、公園の整備とか、また、今後予定されている中央公民館に小さな子どもを持つお母さんたちが集えて遊べるスペースをその分、広くつくるとか、学生などが静かに勉強できるスペースをつくるとか、もっと町民全体に還元ができ、魅力ある町、

輝かせる町の事業がほかにもいろいろあると思います。

さらに言えば、そもそも支出の基準はこれから要綱によるものであるということですが、まだ作成されておらず、示されておりません。こういう審議、事業の開始というものは、行政の運営とはそういうものではありません。条例や要綱が示されてから始まるべきものではないでしょうか。

確かに、要綱は弾力性のあるものであるとは言えますが、後になって示されて、審議後追いするなどということは、全く議員としてやるべきことではない。私たちは、施行の根拠の案を見て、どのような事業かを確認した上で議論していくことが基本中の基本であると考えます。元を見ていないもので何で賛成ができるでしょうか。

この事業はまだ土俵の上に乗っていない。そのような理由で、私はこの応援金事業は町民からとても理解が得られるものではないと判断し、羽ばたく立科っ子支援金事業については反対の立場を取りました。

義務教育を修了した皆さんや保護者の皆さんは、10万円もらえればうれしいし、助かるでしょう。何も紐づけなく自由に使える10万円でありますから。しかし、立科町に暮らす皆さんから大切な町税を預かり、その執行を審議していく立場であれば、もっと公平に幅広く、立科っ子を応援する事業に使う方策を模索すべきで、将来につなげる事業を考えるべきだと思います。

１、この形で一般財源を使うこのばらまき事業をなぜよしとするのか。

２、条例や要領の示されていないこの事業について、なぜここで踏みとどまらないのか。

私は議員として、これでは町民からとてもじゃないが理解を得られる事業ではないという考えに至りました。皆さん、どうでしょうか。もう一度、議員の立場として考えてみてください。

よって、この羽ばたく立科っ子支援金事業450万円を減額し、予備費に保留する委員会の修正案に賛成といたします。

議長（今井　清君）　ほかに、修正案に賛成の討論はありませんか。４番、今井健児議員、登壇の上、願います。

〈４番　今井　健児君　登壇〉

４番（今井健児君）　４番、今井健児です。議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算の修正案に賛成の立場から討論をします。

まず、前段ですが、税金は、みんなが安全な環境の中で健康を保ち、学び終えて、豊かで幸せな暮らしを支え合って実現していくためのお金です。今回の応援金とはいえ、みんなの大切なお金を特定の個人へ支給することについては、対応せざるを得ない状況や例外はあるとしても、基本的な考え方、基本的な使い方として考えると、本来避けるべきことではないかなと私は思っております。

これについては、税金に対する立科町の在り方を問うものと思います。

では、お金を渡すということについてですが、まず、お金自体には大した価値はありません。お金はどう使うかで価値が生まれるものなので、渡した10万円に価値は生まれていません。もらった方がどう使ったかで価値が生まれるものなので、渡す相手に使い道を求めずに渡すことについては価値のないようなものです。

応援金だからといっても、期待していないとしても、税金ですから価値のある使い方をすべきと思います。そうしますと、渡すに当たり、どう使ってもらうのかが必要となってきます。少し違いますが、分かりやすい例としては、応援商品券などが分かりやすいのではないでしょうか。

次に、私たち議員も困ります。決算において検証しようにも、行きっ放しになってしまった税金の行方は分からないので、行政効果のＰＤＣＡサイクルができません。これについても10万円が妥当なのか、そうではないのか。例えば、今後、そういったことを考える材料としても、全くその材料がないので分かりません。ほか、期間など、ある種の縛りがこれにも必要になってくるかと思います。

一方、今は切れ目のない子育て支援、町長の政策の中でありますので、子育て支援、子育て環境の整備については、それを行うことで関わる人から利用する人が生まれ、そこからまたつながりが生まれて、広がりが生まれる。そして、見直しを行っていく中で、さらに新しい何かが生まれて、そしてまた、つながって広がっていく。そこで生まれた小さな社会が生き物のように回ります。有機的であり、生きた税金の使い方ではないでしょうか。

お金を渡す政策は無機的であり、広がりはかなり限定的で、期待があまり持てないものと思います。みんなが必要とするサービスに使うお金を、みんなで広く公平に分かち合うことで、力を合わせ、よりよい町、よりよい社会を目指すことを目的としているのが税金です。

お祝い金や応援金を全く否定するわけではありませんが、これからの町の税金の使い方、生かし方の岐路に私たちは今、立っています。

加えて、あれもこれもと広がりを見せることにも懸念をしております。私は、この町の民度にも大きく関わってくると思いますし、人と自然が輝く町として、有機的な町を望みます。

反対されている議員の皆様は、意思は大変硬いと承知しておりますが、ご賛同いただきたいと思います。

以上、討論を終わります。

議長（今井　清君）　ほかに、修正案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、修正案に賛成者の討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。この採決は起立によって行います。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認ください。着席してください。

全員起立です。したがって、議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算についての修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25　議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第31　議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算についてまでの討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　それでは、３つの特別会計予算について、反対をいたします。

議案第25号、第27号の国民健康保険特別会計、第28号の後期高齢者、そして第30号の索道事業の３点です。

まず、国民健康保険特別会計についてです。反対の理由としては、料金引上げを大前提にしていること、２つ目は、マイナンバーカードと保険証との一体化の推進をしていることです。国保料は、協会けんぽなどは健康保険などと比べて、同じ所得でも国民健康保険は1.7倍から２倍高くなっています。その原因は、所得がなくても均等割、平等割などが付加されているからです。所得のない子どもから医療分で年間2.3万円、支援分8,000円を合わせると３万1,000円が付加されています。軽減制度も若干はありますが、子どもの均等割などは子育て支援へ逆行します。全廃すべきです。全国知事会でも国費の１兆円の投入を求めており、国の負担割合を保険給付費の２分の１、これが現行です。ではなく、以前のように国保事業全体の２分の１に戻すこと、トラブル続きのマイナ保険証の推進をやめ、健康保険証を残すことを求めます。

以上、反対討論とします。

次、議案第28号　後期高齢者医療特別会計予算についても反対します。

令和６年度、７年度の保険料は、均等割が４万4,365円で前回より3,458円の引上げ、所得割は前回の8.43％から9.45％へと２年ごとに約１％以上が上昇します。全体とし

て平均保険料は689円の引上げとなります。均等割も毎回上がり、最高限度額も24年度は73万円、25年度は80万円と毎回上がり続けています。保険料の軽減制度についても、均等割でかつて不要であった方は９割軽減というのがありましたが、これが７割になるなどどんどん縮小しています。そして、そうした軽減制度を受けている人は全体の75％、1,130人であり、制度設計そのものが破綻していると言わなければなりません。

また、医療費の自己負担分については、逆に最小１割となっていた自己負担が原則２割、課税所得28万円かつ収入200万円以上の方が原則２割です。そして、現役並み所得として、課税所得145万円かつ収入380万円以上の方は３割負担になるなど、高齢者の負担割合は増え続けています。これまで元気だった人も、高齢になるにつれて病気などにかかりやすくなるのは自然の節理です。むしろ無料にすべきです。そもそも、75歳以上を区切って医療制度をつくり、月１万5,000円、年額18万円の人からも保険料を徴収する。しかも、有無を言わせず、年金からの天引きという強制徴収の形が許せません。

また、県で一本化した広域連合が実施の主体であり、その実態が議会でも分かりづらく、町独自の減免制度もつくることができないなどのブラックボックスとなっています。該当高齢者の保険料に加え、現役労働者の支援金も上がり続け、それに伴い公費負担割合は下がると予想されています。年齢で区切る後期高齢者医療制度は直ちに廃止を要求します。

以上、反対討論とします。

次に、議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算について申し上げます。

７年度予算としては辺地対策債と一般会計からの繰入れを活用して１億2,300万円が工事請負費として計上されています。特に２in１について、リフト整備や人工降雪機「スノーガン」の購入に2,600万円、トイレ整備に3,500万円、給水栓、吸気（セン）の更新費用、スキー場への新入路整備855万円などが見込まれています。辺地計画によれば、令和７年から13年度までに35億円をつぎ込む全面的なリニューアル整備の１年目に当たります。

辺地計画の変更でも申し上げましたが、２つのうち国際スキー場を残して、２in１については経営を譲渡し、借地料を頂くだけにすれば町の負担は軽くなり、スキー場も残すことができます。スキー場を設備して32年から40年たち、更新時期を迎えているというのならスキー場の在り方について、今日の気候変動も考慮に入れて見直すべき、サイズダウンすべきです。はるかに巨額の財源が必要になる索道事業だからこそ見直すべきであることを申し上げ、反対といたします。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。（（抜けとるよ）（議案第33号）（下水道）の声あり）９番、村田議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　賛成討論でいいんですよね。（（そうです）の声あり）

議長（今井　清君）　賛成討論。原案に賛成者。賛成討論です。

９番（村田桂子君）　議案第33号　下水道事業会計予算について賛成でありますが、一言申し上げます。

下水道事業で、ウォーターＰＰＰの名前で民間企業への維持管理業務の委託を検討する事業については、慎重であるべきであることを申し上げます。立科の水を守るというのが町長の公約ですが、町営で行ってこそ良質で安心な水を安定的に享受できること、上下水道の維持管理、料金設定など基本的な事務事業については直営を死守することを申し上げ、賛成といたします。

議長（今井　清君）　ほかに賛成討論ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第25　議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26　議案第28号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第28号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27　議案第29号　令和７年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございません

か。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28　議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29　議案第31号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30　議案第32号　令和７年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第31　議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第32　同意第１号

議長（今井　清君）　次に、日程第32　同意第１号　立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　同意第１号　立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

次の者を、立科町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

立科町大字芦田528番地、黒澤新次、昭和34年５月26日生まれ。

本日提出でございます。

固定資産評価審査委員会委員の定員は３名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、この３月末日をもって、令和４年度から１期３年お務めいただいた黒澤新次氏が任期満了となります。黒澤氏は昭和34年生まれ、町内で行政書士事務所を開設され、幅広い分野の業務に携わるとともに宅地建物取引士の資格も所有され、土地家屋等の固定資産についての知識は大変豊富であり、固定資産評価審査委員として適任であります。引き続き、黒澤氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間であります。

ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第１号　立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎日程第33　同意第２号

議長（今井　清君）　次に、日程第33　同意第２号　立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　同意第２号　立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、次の者を立科町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

立科町大字藤沢496番地、関陽一、昭和60年７月27日生まれ。

本日提出でございます。

このたび農業委員会の委員の逝去により欠員が生じ、補充の必要が生じました。農業委員会委員を任命するには、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが議案提出の理由であります。

立科町農業委員会の委員の選任に関する規則第４条の規定に基づき、本年１月７日から２月３日までの28日間、定員１名として推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として、逝去された委員の出身地区である藤沢区長から関氏が推薦されました。

同氏は農業法人の代表であり、認定農業者を平成25年から12年にわたり務めておられます。農業に関する識見を有し、立科町農業委員会委員として職務を適切に行うことができると認めますので、農業委員会委員に任命しようとするものであります。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、同意賜りたくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第２号　立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎日程第34　発委第１号

議長（今井　清君）　次に、日程第34　発委第１号　立科町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈10番　榎本　真弓君　登壇〉

１０番（榎本真弓君）　榎本です。発委第１号　立科町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、立科町議会会議規則第14条第３項の規定により提出します。

本日提出、議会運営委員会委員長、榎本真弓。

裏面をご覧ください。

立科町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例であります。

条文の朗読は省略させていただきまして、改正の提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第27号）の一部が改正され、同法の規定を引用する条例の一部改正をするもののほか、所要の改正を行うものです。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、懲役又は禁錮について規定する条例の一部改正を行うものです。

条文の附則といたしまして、この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。ただし、第53条から第55条までの改正規定、罰則規定は、令和７年６月１日から施行するものとし、罰則の適用等に関する経過措置を設けるものです。

以上、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから本案に対する質疑を行います。質疑等ある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第35　発委第２号

議長（今井　清君）　次に、日程第35　発委第２号　委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、委員会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。この後、４時５分から第１委員会室において全員協議会を開催しますので、理事者、議員、説明員は参集願います。なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。休憩に入ります。

（午後４時00分　休憩）

（午後４時30分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１　議案第34号

議長（今井　清君）　追加日程第１　議案第34号令和７年度立科町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第34号　令和７年度　立科町一般会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

令和７年度立科町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,483万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億7,483万6,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

２ページは、第１表、歳入歳出予算補正です。

３ページは、歳入歳出予算の事項別明細書、歳入と歳出の総括となります。

４ページは、歳入です。15款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金第１節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に3,483万6,000円を増額計上いたしました。

５ページをお願いいたします。

歳出でございますが、６款１項商工費２目商工振興費に国の物価高騰対応重点支援地方臨時交付金により、町民１人当たり5,000円分の商品券を配布するための事業費3,950万円を計上いたしました。

歳入歳出の差額466万4,000円は、12款予備費で調整しております。なお、こちらの予備費でございますが、補正前の額をご覧いただくとおり、こちらは先ほどの修正可決後の金額となっております。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　これは国からの交付金が来たことで商工費ということなんですが、どこに委託して事業を行うものでしょうか。また、その事務費についての記載がないんですが、それは幾らでしょうか。

議長（今井　清君）　竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君）　では、私のほうからお答えいたします。

全町民に商品券5,000円分を配布する事業で、町が立科町商工会へ補助金を交付し、立科町商工会が取扱店の取りまとめや商品券の作成、換金等を行う事業でございます。商品券5,000円掛ける7,000人分ということで3,500万円、あと商品券及びチラシ等の印刷代、送料等の事務費として450万円で総事業費が3,950万円といたしました。

以上であります。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　物価高騰対応ということで国からお金が来るわけですが、国からの交付金をもとにやるということなんですが、事務費についても全額、国の国庫負担にはならないんでしょうか。

議長（今井　清君）　竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君）　お答えいたします。

この事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分ということで事務費も入れて、当町に3,483万6,000円の交付限度額が示されて、その中で行うという事業であります。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号　令和７年度立科町一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第２　議案第35号

議長（今井　清君）　追加日程第２　議案第35号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第35号　工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年立科町条例第12号）第２条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

契約の目的ですが、令和６年度立科町移住定住促進住宅建築工事。

工事箇所、立科町大字芦田683-1、683-４です。

契約の金額は、４億4,220万円。

契約の相手方は、立科町大字芦田、三矢工業です。

本日提出、立科町長。

本案につきましては、３月６日に指名競争入札を行い、その結果、三矢工業株式会社が落札し、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから、本日提案するものでございます。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許し

ます。質疑ありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　村田です。まず最初に、基本的なところで入札が何者で、そのうち町内が何者かということと、落札率がどのぐらいかについてお伺いをいたします。

議長（今井　清君）　今井総務課長。

総務課長（今井一行君）　５者の指名を行いました。そのうち２者が町内でございます。落札率は99.75％でございます。

以上です。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　まず、工期についてはいつ頃かということも併せて伺います。入札のやり方ですが、これは皆、設計図を示してメールによって行われるものなんでしょうか。設計図を示した上での応札になるということでよろしいのかどうかということ。

もう一つ、落札率が大変高いということを考えるわけですけれども、例えばこれは全て自社の施工によるものなのか、あるいは下請みたいに下ろすことも考えられているのか、そこら辺の確認なんですが。特に大きな建設工事なんかに言うと下請、孫請とかいって一番の末端の工事会社が大変少ない利益で仕事をしていることとか、労働者が大変劣悪な工賃で行っているというようなことがあると思います。そうしたことの担保というか、そこら辺はどのように考え、要求しているのかどうか、そこを伺います。

議長（今井　清君）　今井総務課長。

総務課長（今井一行君）　この工事入札につきましては、メールとかではなくてきちんと設計図書いわゆる設計図面と、設計書と設計図、そういったものを示した上で先方がきっちりと積算をして入札がされている、応札がされているということでございます。

また、落札率につきましては、昨今の原材料費あるいは労務費の高騰している中、こちらもぎりぎりの積算をしておりますので、やはり業者としても、それなりの高い率でないと仕事ができないということではないかなというふうに推察はしているところでございます。

以上です。

議長（今井　清君）　篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君）　お答えをいたします。

工期につきましては、仮契約の契約上は３月31日までという形になっておりますが、さきの定例会のほうでお認めいただきました補正予算書で繰越事業という形でさせていただきまして、契約上は令和８年の３月31日までの工期で変更契約をしたいと考えております。ですが、実際の工期としましては、設計上は11か月ぐらいを見込んでおります。

それと下請もあるかということですが、これに関しては入札に応札していただいた企業とまずは契約しておりますので、施工協議書なり施工計画が出た段階で下請を入

れるのか、入れないのかというのは報告がありますので、そちらのほうを確認しながら規定に沿っているかというのは町のほうでも確認をしてまいりたいと思っております。

以上になります。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、会議規則第９条第２項の規定により、日程が全部終了するまで時間を延長して行います。

◎追加日程第３　発議第１号

議長（今井　清君）　それでは、追加日程第３　発議第１号　ガソリンなどの税率引き下げを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君）　それでは、意見書の朗読をいたします。裏面をご覧ください。

ガソリンなどの税率引き下げを求める意見書（案）でございます。

ガソリン・軽油・灯油価格の高騰は、寒冷地である当町にとって家計を圧迫するとともに、観光業や農業など地域の産業に深刻な影響を及ぼしています。家庭の足である自動車のガソリン・軽油は必需品であるとともに、寒い冬を過ごすための灯油は欠かせない燃料です。このところの価格高騰は、町民生活及び地域産業に悪影響を与え、深刻な状況となっています。

ガソリンなどについては、ガソリン本体の高騰に加え、ガソリン税、石油石炭税、そして全体の金額に係る消費税と幾重にも税がかかり、価格を押し上げています。また、160円以上の高騰が３か月以上続く場合には廃止すると定められている暫定税率を今こそなくすなど、早急な見直しを求めます。速やかに税率を見直し、ガソリン・軽油・灯油価格の引下げを講じることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水

産大臣、経済産業大臣宛て。議長名の発出でございます。

以上です。

議長（今井　清君）　本案について、提出者より趣旨説明を求めます。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　事務局長の朗読のとおりといたします。

議長（今井　清君）　これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第１号　ガソリンなどの税率引き下げを求める意見書の提出については、原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第４　発議第２号

議長（今井　清君）　追加日程第４　発議第２号　立科町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。８番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈８番　森澤　文王君　登壇〉

８番（森澤文王君）　発議第２号　立科町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第112条及び立科町議会会議規則第14条第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

議会議員定数12人を10人に改め、次の一般選挙からとするものです。

令和７年３月14日提出、立科町議会議長、今井清様。

提出者、立科町議会議員、森澤文王、賛成者は記載のとおりです。

では、裏面をご覧ください。

立科町議会議員の定数条例の一部を改正する条例。

立科町議会議員定数条例の一部を、次のように改正する。

立科町議会議員の定数12人を10人に改正する案です。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の立科町議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものです。

次に、提案理由です。

現在、全国各地の市町村議会で議員定数削減の議論が進んでおり、長野県内では実際に複数の市町村議会で議員定数の削減が決定されています。当町においても人口減少や議員の成り手不足などにより、多くの町民から議員定数を削減すべきとの声が寄せられています。当町の議会運営、委員会構成などを踏まえ、社会情勢等を総合的に判断する中で現行の条例に規定する議員定数12人を２人削減し、10人に改正するものです。

それでは、ここに書き切れない私の説明を申し上げます。今回予想される争点がございますので沿ってやっていきますが、議会で十分な協議をしていない中で非常に乱暴な発議であるが一つ、立科町議会は12人が適正数であるが一つ、あとはタイミングの問題として一つ、私はここを想定しておりますけれども、では、ここで説明を申し上げます。

最初に、この発議の出し方が乱暴である。もっと議会で協議を重ねてからやるべきであるという考え方があることは、表面的には理解します。しかし、この議員定数の条例改正の手順の最後は発議となるので、どのルートを通ってもこのようになります。そして、先ほど申し上げた趣旨にあるように、人口減少下などでいずれ10名体制にしなければいけない日が来ることが見えている。だから、協議が必要と考えていると思うのですが、いずれやるか、今、決められるかなんです。

次に、協議を十分にしてからするべきではないかとなりますと、昨年の議会活性化委員会の中では議員定数削減について取り上げられた際、その意見交換では現状維持が多数派だということが分かりました。その際、現状維持の議員の意見を聞いた限りでは、現状で協議しても意見が変わるものではないということが私は感じ取れました。

私の考え方ですが、今後の削減を認める可能性があるとしたら、協議はもっとあってもよかったのではないかと思っております。しかし、多数決の勝敗は確定しておりますから、もう分かったでしょうという空気もありました。そのせいか、その後は議論のテーブルに上がっていません。では、十分な協議とはどういう展開になるのか考えてみました。

まず、十分な協議で現状維持多数が変わらない場合、なぜ現状維持なのかを説明して終わりです。それはもう分かったでしょうということなんです。さらに、長野県町村議会議員研修会に行けば、講師の大学教授の「議員定数削減は悪い決断だ」という話を聞いて「ほらね」となるわけです。では、協議の中で意見が変わるかもしれない

ではないか、いずれ変わるんじゃないかとして、いずれ変わるなら今日でもいいと思いますが、皆さんが満足する協議というのは、では、どのぐらい時間がかかるのでしょうか。何対何までパワーバランスが変わったら発議をするのでしょうか。そのとき全会一致でなかった場合、これはもう多数決の結果が見えているからご理解くださいと言って進めるのも乱暴に思いますし、少数派でもそれは乱暴な数の論理だと言い始めたら、協議をしても乱暴、横暴な結末ということになります。

その結果、いつまでも決着がつかない問題となり、人口減少等で差し迫られてやっと決着をつけようとする。行政には未来を見据えてとか一日も早くと言いながら、自分たちは問題の解決ができない議会というのが何年後かに出来上がるのです。そうではなくて、議員定数は議会民主制の根幹に関わる重要な問題なのに、その扱いはおかしい、十分な議論が必要だということでありましたら、これは見解の相違です。議員定数削減につきましては、議会の議員が、議員だけで決めていいという一番重みのない案件だと私は考えております。

また、本来、我々議員の議論、採決は議場のみで完結できるものです。急なこともあるということも言えます。そして、古来より奇襲攻撃は少数派の常套手段ですので、何で急にと言われても、そういう戦略なのです。議論と手順を最速・最短・最効率でこの議員定数削減を考え行うと、今回の方法になります。

そして、では、そういうことではなくて議員は12人必要なんだということに関してになりますと、私も以前は12人必要だと思っていました。町の方に時々「12人も本当に必要なのか」と聞かれて「意見の多様性、多数決のバランスを守れる。兼務が多いので人数が必要」などと説明をしながら、長らく下手な言い訳をしているなあなんていう気がしていました。

また、令和２年８月に議会アンケートを行った結果として、議会だより第166号、こちらに記事がありますが、ご意見として「議員定数12人は多過ぎる。議員定数を削減し、議員報酬増を図ってはどうか」というご意見を頂いて記載しております。議員の意見として、平成19年に議員定数を16から12へ減らしている。議員は町議会以外の一部事務組合等の職務も兼ねており、定数減は難しい。

まとめとしては、議会は町行政の政策を決定するとともに、町行政運営のチェック機能を担っています。また、町議会以外の一部事務組合の職務も兼ねており、定数12人は妥当ではないかと考えますが、「今後、議員間で議論をしてまいります」と書いてあります。この時期は私も12名必要だと考えていましたので、今回、町民からそんなことを言われたことがないという議員の方がおられましたら、議会だよりで取り上げておりますから思い出してください。

関連なので、ここで見える化ということにも触れますが、議会内でこういう協議をしていても町民の目に触れることは基本的にないです。誰がどういう意見なのか詳しく知る機会もない。やはり議場でやることに尽きるのではないでしょうか。その後も

私は「10人にしたほうがいい。議会はそんなことも検討ができないのか」などのご意見を多数頂いており、皆様に比べて定数削減の是非を考える機会が多かったのかもしれません。そして、10人でも大丈夫、10人のほうがよいという結論に至りました。

例えば、先ほどの議会だよりの記事にもありました一部事務組合等の職務も兼ねているに関しましては、現在10人の兼務で間に合っているので、12人が必要な理由にはなっていないんです。また、多数決のバランス、意見の多様性についても、立科町議会はこれまで数多くの修正可決を先ほどもしました。している非常に強い議会、もしかしたら長野県下で一番、日本で一番修正可決している議会かもしれないのですが、ほとんどの修正に反対といいますか、原案に賛成をしてきた私からしますと大体２対９で負けているんです。どのように、２名削っても議決の結果に影響はなかった数字です。

また、出席議員が10名の修正可決の回数が平成31年３月議会、令和５年３月議会の２回、10名でも力強い議決がされており、12人の議論があってからこそ成し得たという評価にはなりません。そのほか、近年は議会内で何らかの検討事項があるときには12人で協議すると時間がかかるので、少数の部会をつくって検討し、全員協議会に諮って決める傾向にありますが、私もその傾向です。じゃあ、そっちで決めてきてください、あとで諮りましょうみたいなことを言いますが、結局そこでも私も言うんですが、意見が出ますので時間と手間がかかるので、10人にして協議したほうが効率がよいんじゃないかと考えております。

そしてもう一つ、さらに最近の傾向として、私たちは２つの常任委員会で審査を行っている中で、片方は一日かかる、もう片方は半日かからないという審査時間のばらつきが目立ちます。これは常任委員会のバランスが悪い、あるいは全体で審査をしないといけない難解な議案が増えていると考えられますが、それでは、これから12人でやりましょうかとなると、12人全員では多いので２つの委員会に分けてあるわけですから、人数を減らしたほうが理由づけも分かりやすいですし、先ほど申し上げたとおり12人では効率が悪いので、部会に出すことが増えている中で、やはり定数が多いという考え方になります。

そして、この話はしたくなかったんですけれども、結果が出ましたので。先ほど新規事業として上程されていた「はばたく立科っ子応援金」450万円が削除修正されました。立科町の将来の財政負担を鑑みてなど理由が挙げられましたが、冒頭に私が申し上げたとおり、将来人口は減って議員定数削減の決断をしなければいけない日が来るというふうに考えますと、議員２人減りますと議員報酬だけで約660万円が年間に浮きます。いやいや、議員の数が多いほうがいいのだと言いにくい状況が生まれました。子育て支援に450万円は財政を圧迫するけれども、議員の定数削減は660万円浮くらしいけれど、先ほど10年間の試算でこの「はばたく立科っ子」をやらなければ4,200万円ほどの財源ができると。議員を２人減らすと、さらに6,600万円の財源が10

年間の中で発生すると。合わせると１億円です、１億円を超える金になります。こういうことができると、こういう考えになるんですが。これが浮くらしいけれど、ゆっくり議論しましょう。何なら人口が減ってから、そのときにやればいいでしょうという理屈が通るのでしょうか。

そしてタイミングです。広報広聴委員会が今年度設立されましたが、私が活動の在り方にうるさかったのを思い出してください。議員の人数が、いかに町民の意見を集められるのかを左右するという論があります。佐久市の市長もこの間の研修会において、佐久市の議員定数が今回減っていますけれども、それはするべきではない、そういうことじゃないのだというような話もあるが、今回はそういうことだという話がありましたけれども、そういう観点でいきますと、それを組織的に補完するために私は広報広聴委員会の設立に熱くなっていたわけです。私としては、議員定数削減をしても、町民の意見を聞く場が少なくなるなどの問題が起きにくい状況をつくるために、この委員会をつくるときにそのことを大切に考えていたわけです。さらに、今後はインターネット等の活用も考えながら、より広く町民の皆様のご意見を集められる組織として活躍できるはずです。

では、もう一つ、タイミングです。なぜ今か、次の選挙まであと２年です。次の選挙で自分が当選するために議席を減らしたくないんでしょうと思われにくい最速のタイミングが今です。こういう時間がかかり意見の割れる問題を次の議会で、次の２年後の選挙後の議会の皆さんに丸投げせずに今日定数削減を決め、そして残りの２年で10人で運営する議会のひな形をつくって、未来の立科町議会の負担を減らしておこうという考え方はいかがでしょうか。そこに自分がいるかいないかは、選挙の結果のみぞ知るということになります。

では最後に、質疑、討論、議決、議会の真骨頂でございます。年上の議員もいる、先輩の議員もいる、後輩の議員もいる。しかし、議会には議員平等の原則があります。大いに町民の皆様の見えるところで議論を戦わせましょう。

これで説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　これから、本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、榎本真弓議員。

１０番（榎本真弓君）　10番、榎本です。提出されている改正案のほうと原稿との比べを今、条例を拝見いたしましたが、定数が10と12ということでそのところがとても目立つんですが、なぜ10という数字に落ち着くのか、そのことを質問させていただきます。

議長（今井　清君）　森澤文王議員。

８番（森澤文王君）　では、お答えいたします。

12から10とするまずは根拠でございますけれども、過去の事例から見ましても、まず議員の定数は偶数がよろしいと。採決の際、議長が１人抜けますので、奇数で採決

に当たりますよね。まずは偶数であること。その次に、先ほども申しましたが、ほかの一部事務組合などに兼務で行っている議員、もっと兼務をすれば減らせるんですが、現状でよいバランスで兼務していて10名です。なので、10人いれば回せるということです。それは先ほど申し上げました過去の議会だよりに町民の皆様からのアンケートの中で、そういうことがあるから私たち議員定数は今のままがいいと思っていますよと言っていることの根拠がそこにずれるので、ここは10名でも大丈夫。

そして、あとは周辺自治体と長野県下の町村の中で、おおよそ人口が5,000人台に入ると12人ぐらいの定数の議会は大体10人にするというところがあります。そして、大きく減らし過ぎると現状、さっき私が申し上げていたものの、バランスの維持が難しいだろうということも踏まえて10、そして今回やってみて、よければこのように発議はできますので、次は８がよろしいという発議をまたしてみればよろしいのではないでしょうか。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　先ほど町民の方から「減らしてほしい」という意見があったと。議会だよりでもありましたけれども、私も直接そういう方とお話ししていないので分からないんですけれど、減らせという理由は何ですか。多過ぎるのではないかと考える理由はどういうところでしょうか。

議長（今井　清君）　８番、森澤文王議員。

８番（森澤文王君）　森澤です。これは非常に口幅ったくなりますけれども、減らせと言われたことがない議員の皆様、そういう話をされる機会がなかったんじゃないでしょうか。今の議会の働き方を見ていて「ああ、議会なんか要らねえよ。もうやめちまえ、あんなもの」って言う人も多々いらっしゃいます。そういう議会自体のシステムを否定すると大変なことになりますので「いや、そこはちょっと待ってください」となりますが、要するに私たち議会の活躍が、活動が町民の皆さんに届いていない、見える化がうまくいっていないということじゃないですかね。我々の働き方が、そんなに議員の数いなくても、間に合う程度の仕事しかしていらっしゃらないんじゃないですかという一つの現れだと思います。

ちなみにですが、私が初めて選挙に出たのは10年ほど前ですが、一外野の、議会の外野の人間として何も知らないですから「もう議員なんて何やっているか分からない。俺が出ていって頑張るんだ」って言って出てきたわけですが、案の定、私が思っていたことと同じことを町民の方に言われるので、要するに私たちの仕事の活躍っぷりが町民に届いていないということの現れだと思います。

議長（今井　清君）　ほかに質問は。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　答えていないと思うんですけれど、なぜ減らさなきゃいけないのかっていうことを直接その方とお話ししたわけですよね。多分活躍が見えていないからそう

言うんじゃないかっていうのは、それは推察ですよね。本人は、どういう理由でそういうことをおっしゃっているんでしょうか。そこの答えはまだ答えていただいていないんです。

こうじゃないでしょうかって推論を言われたんですが、その方はこういう理由だから議員は多過ぎるよとか――私はそういう人と直接会っていないから言うんですけれど、こういう理由で要らないんだって、何でおっしゃっていたんでしょうか。それで森澤さんは、これは減らそうと思って提案されたわけですよね。その理由が何で多いと思うのかとか、そこの直接お話しした内容、どうして議員、議会がこんなに要らないんだと、あるいはもっと言えば議会なんか要らないって厳しいことを言われたとかいうこともあるかもしれないんですけれど、その理由は何なんでしょうか。「私はそう推察する」じゃなくて、町民の方が何とおっしゃったんでしょうか。

議長（今井　清君）　８番、森澤文王議員。

８番（森澤文王君）　生中継の中で非常に答えにくく、想像してもらえば分かると思って濁して発言したのですが、申し上げます。各議員それぞれに「あいつは要らない」ということを言われる方がいます。「立科町のために働く議員なのに何で政党なんか背負っている人がいるんだ」「独身のくせに子育て支援を語るな」等々、個別いろいろ誹謗中傷を含め、あります。

そして、それを思うのは町民の皆様の自由ですから、それを統合していった後に、先ほど申し上げました立科町議会は修正可決の回数が非常に多いです。それは自分たちが新しい事業だ、これはやってほしいと思った事業が何度も修正で削られているからです。そうすると、そっち側にいた議員さんに対しては辛いです。そういう町民の皆様の心の機微まで読んでいただけるとありがたいと思ったのですが、ここまでにしておいてもらいたいです。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。３番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈３番　小野沢常裕君　登壇〉

３番（小野沢常裕君）　３番。議員定数条例の一部改正についての発議が提出されましたが、私は現時点で、これが出されたことについて、反対であるとの討論を行います。

議員定数や議員報酬については昨年、議会活性化委員会において、県内各市町村の実態を参考にして現状を把握するための会議がありました。しかし、その中では定数を現状維持とするか、あるいはマイナス２とするか、２つの意見がありましたが、そ

れぞれのメリット、デメリットなどについて踏み込んだ話合いはされていないと私は思っております。

また、議員の数が多過ぎるのではないかという町民の声があることは私も承知しておりますが、なぜこのような声が出てくるのかなどについても話合いはされておりません。ですから、議員定数や議員報酬についてはまだまだ話合いが不十分です。次の選挙は２年後ですから、令和７年度に話合いの場を何回か設けて皆でもっと検討するべきと考えます。もし、その結果、削減が望ましいとの結論が出たならば、令和８年度の議会で条例を改正すればその選挙には間に合うと考えますので、この発議については時期尚早として反対いたします。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はありませんか。９番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈９番　村田　桂子君　登壇〉

９番（村田桂子君）　この議案は、町議会の定数を２つ減らして10にしようとして提案されたものです。議員定数削減についての反対討論をいたします。

まず、削減の理由が全国各地の町村議会で削減の議論が進んでおり、実際に削減が行われていることを挙げておられます。自治体のリストラで職員の数を減らされたときに議会でも定数削減があちこちで強行されました。しかし、自治体の職員削減と議会での定数削減は同列に論じてはいけないと思います。また、私たちの研修で受けた講師もそうおっしゃっています。それは自治体職員の考え方としては、税金の効率的な使い方という面がありますが、議会というのは自治体の意思を決定する議決機関だからです。住民の意思を正確に反映する構成であること、これが何よりも議会に求められるのではないでしょうか。

1999年の地方分権一括法でこれが成立して以来、何次にも行われているわけですが、権限と財政の一部を地方行政に移して、地域のことは地域で決めると。まさに地方自治の具現化である地域の自立、自治を確立するために議会の役割は格段に高まったと認識しています。ですから、国が決めたからといって必ずしも従う必要はないわけです。地方の実情に応じて決める権限は議会にあります。首長の提案をしっかりとチェック、ジャッジし、また町民の要求や地域課題解決のための提案など、議員の役割はますます大きくなっています。次々と起こってくる課題に対して間違いのないかじ取りを、首長とともに決めることが最大の仕事である議会は重い責任を負っていると言わなければなりません。それぞれの決定を確かなものにするためには、議員一人一人が時代としっかり向き合い、捉え、町民と地域の課題に向き合い、不断の努力、研さんを絶やしてはならないと考えます。

また同時に、その議員の構成も、社会を映す多様性が確保されなければならないも

のと考えるものです。理想を言えば、地域や業界の実情に精通し、また各年代を網羅し、男女を含めジェンダーの多様性も反映された議会であるべきであると思います。今回の定数削減は住民の代表として、住民の要求、ニーズ、課題を鏡のように反映する議会、多様性を持つべき議会をどうつくるか、このことに逆行することになると考えます。定数を削れば多様性は失われると思います。例えば、給食費や医療費の無償化に対しても、賛成議員ばかりではなく反対の議員もいます。様々な意見があるのは当然です。

なぜかというと、それぞれの議員の背景には、それぞれの議員が生きてきた環境や時代背景、当時の支配的な価値観、支持する住民の考えがあるからです。それぞれの議員が自分の信ずるところをぶつけ合う中で、その時々の多数の考えが施策に反映されることになること、そのことが議会の民主主義として極めて健全だと思います。ですから、多様性の確保こそ住民を反映する保障となると考えます。議会は民主主義の要です。私は、あなたの考えには反対です。でも、あなたの意見を言う権利は断固守りますというのが先人の言葉ですが、まさに議会の民主主義を表した名言だと思います。様々な背景、価値観を持つ議員が集まり議論を交わしながら、一定の方向を決めていく、それが民主主義だし、時間がかかるのは当たり前です。効率性を求めて結論を急ぐべきではないと思います。議論を尽くして、そして最終的には多数決もありましょう。それのことが住民の多様性を映す議会でなくてはならないと思います。

また、なぜ「議員を減らすべし」という意見が出てくるか、その背景を見ますと、議員活動が見えないからではないかと思います。これは提案した議員もおっしゃっていました。住民の下に出向き、意見や要望を聞き、町政に反映しようと努力している議員の姿が見えれば減らすべきという意見は出てこないように思います。議員活動が目に見えるように私たち一人一人が努力しているのかも問われるのだと思います。今、議会でやらなければならないと感じていることは山積しています。喫緊の課題は、索道への巨額の税金投入に対してどのように考えるのか、住民の意見を聞くこと、公民館を含めた複合施設の建設への住民の思い、物価高で苦しむ住民への支援策などを大いに住民の中に入って、その生活実態をつかみ、要望、意見を酌み取る活動を急がなければならないと感じています。

議会の様子を伝える議会だより編集や、地域の様々なグループと顔を合わせて懇談し、意見を聴取し、政策提言に生かす。今の12人でも手いっぱいなのではないでしょうか。よって、削減には反対といたします。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はございますか。11番、今井英昭議員、登壇の上、願います。

〈11番　今井　英昭君　登壇〉

１１番（今井英昭君）　11番、今井です。私は、発議第２号　立科町議会議員定数条例の一部

を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、本改正案が発議として提出されたことに大変驚いております。なぜなら、議員である私たち12名がこの重要な議題について、住民も含めて十分な議論が行われないまま、また方向性も決まっていない状況で提出されたことです。議論に入る前に、ここ10年間の議員定数について議会内で行われた協議の経過、経緯を整理したいと思います。議員定数におきましては、節目ごとに協議が行われており、平成31年３月の時点では現状維持という結論に至りました。また、全議員が出席した令和４年１月12日に行われた議会活性化会議におきましても、全会一致で現状維持が決定されています。直近では、昨年の８月30日に全議員が出席した議員活性化委員会において議論が行われましたが、その際は他町村の状況を確認し、今後について継続的に議論するという方針が示されたものの、具体的な議論、結論には至らず会議が閉じられています。

以上が、今までの議論の経緯になります。その上で本条例改正案の大きな問題は経緯の中で説明したとおり、協議はしているものの、議会内で十分な議論が尽くされていないことです。議員定数は町民の代表である議員の数を減らすことであり、それは議会の多様性や住民の意見の反映に大きな影響を及ぼします。住民に直接影響を与える、これほど重要な議題について、慎重かつ十分な議論を行われず拙速に決定することは、議会の本来の役割を果たしているとは到底言えません。

次に、住民間の議論も十分に深まっていない点があります。定数削減は住民が政治に参画する機会を減少させる可能性があり、特に地域の声や少数派の意見が届きにくくなる懸念があります。このように重大な決定を行うに当たっては、住民へ丁寧な説明と意見の聴取が不可欠ですが、現時点ではそれが十分に行われているとは言えません。

加えて、議員定数の削減が必ずしも議会改革へ直結するとは限りません。むしろ議員１人当たりの負担が増大し、議会活動の質の低下を招くおそれがあります。住民にとって重要な政策決定の場である議会が機能不全に陥ることは、町の健全な発展にとって大きなマイナスとなる可能性もあります。議員定数の削減という重要な決定を行う前に、議会内での徹底した議論と住民との対話を重ねることが必要です。拙速な決定が住民の政治参加を制限し、地方自治の根幹を揺るがすことのないよう慎重な判断を求めます。

以上の理由から、私は本条例改正案に反対いたします。

議長（今井　清君）　ほかに反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。２番、宮坂幸夫議員、登壇の上、願います。

〈２番　宮坂　幸夫君　登壇〉

２番（宮坂幸夫君）　２番、無所属１期生の宮坂幸夫と申します。賛成ということで、私は角度を変えてお話しします。

私は過去３回、立候補しました。理由は、無投票を避けるという目的でいたしました。２年前に当選してしまったんです。それで、最初に第一会館で耳にしたことは、同僚がこう言っていました。「〇〇さんに任せておけばいいよ」と。驚きました。

私は、この２名削減することによって、令和７年度の予算、計算ミスがあるかもしれませんが、830万円ほどの削減になるんですよ。私は、このお金の使い方も述べたいと思うんです。両角町長に無断で使われないように、この830万円ぐらいのお金は、私は町民に平等に与えると。それは地域活動推進交付金なんですよ。

現在、１世帯当たり1,100円、平均が４万5,800円ですか、１世帯当たり1,100円なんですよね。この削減が実現すれば、約１世帯当たり3,096円、繰り上げて3,100円に値します。これを足しますと4,200円、3.81％増になるんですよ。それは私、未来を考えました。全てこのお金は、町民の皆さんに均等で配布するということをこれから活動しまして――２年ぐらいはもう遅いと思っているんですよ。大賛成であります。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから本案について採決を行います。本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立少数です。したがって、発議第２号　立科町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定については、賛成少数で否決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和７年第１回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、職員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後５時30分　閉会）